

フェロー称号授与規定

(趣旨)

第1条 ソフトウェア科学の分野における発展に対して、特に貢献が顕著と認められる会員に対し、フェローの称号を授与する。

(フェロー称号授与選考対象者の資格)

第2条 称号授与の選考対象者は、本会正会員として在籍累計10年以上の者とする。

(フェロー称号被授与者の数)

第3条 称号授与は2年に1度行い、表彰者の数は3名以内とする。ただし、特別の事情がある場合、役員会の議を経てこれを変更できる。

(選定手順)

第4条 日本ソフトウェア科学会役員会の下にフェロー選定委員会を設置する。委員会の構成は、委員長および委員からなり、役員会において委員長および委員を選定する。委員の人数は、10名程度とする。フェロー選定委員会は、フェロー候補者の選定を行い、結果を役員会に報告する。それに基づき、役員会は議決によりフェローを決定する。

(表彰の方法)

第5条 フェローの認定を受けた会員に対して、大会において、理事長より、称号の証および記念品を授与するものとする。

(フェロー称号の喪失)

第6条 フェローの称号は、本会会員の資格を失ったときに喪失する。

以上